

2025 年度授業料対象 上智大学修学奨励奨学金（春募集）

募集要項



上智大学修学奨励奨学金は、学業への意欲があるにもかかわらず、経済的理由により学業の継続が困難と認められる学生に、授業料の一部または全額が給付される返還不要の**授業料減免型奨学金**です。

1. 出願対象者

- ・全学部生/大学院生
- ・日本国籍を有する学生または在留資格が「留学」以外の外国籍の学生
- ・2025 年度春学期に在学または留学（交換・一般）中の学生
- ・在学継続による学費減額(残余 12 単位減額・論文減額)を受けていない学生

2. 給付額

採用者は、以下のいずれかの額を下記給付期間中の授業料から減免します。

※授業料以外の費用（在籍料、教育充実費 etc.）は減免対象外

授業料相当額 / 授業料半額相当額 / 授業料 3 分の 1 相当額

3. 給付期間

2025 年度…………… 2025 年度に在籍予定の全学部/大学院生（注）

2025 年度春学期のみ…………… 2025 年度春学期から修業年限外（留年）のため、在学継続となった学生

2025 年度春学期で修業年限が満了する学生

(注) 2025 年度分について、既に 2025 年度修学奨励奨学金(秋募集)に出願された学生は対象外。

4. 出願期間

2025 年 5 月 7 日（水）～ 5 月 23 日（金）

5. 出願方法

①窓口（学生センター⑩番窓口） 窓口時間：10：00-11：30 12：30-15：30 ※窓口提出の場合、封筒は不要

②郵送 簡易書留(角 2 封筒)もしくはレターパックのいずれかを使い、出願期間内に郵送してください。（消印有効）

〒102-8554

東京都千代田区紀尾井町7-1

上智大学学生センター 経済支援担当宛

・「**修学奨励奨学金書類在中**」と赤字で記入し、学生氏名/学生番号を明記する。

・出願期間中に留学をしており、国外にいる場合は、ご両親等による郵送での代理出願を認めます。（ただし、出願書類は本人が作成したものに限り）

6. 採否結果通知

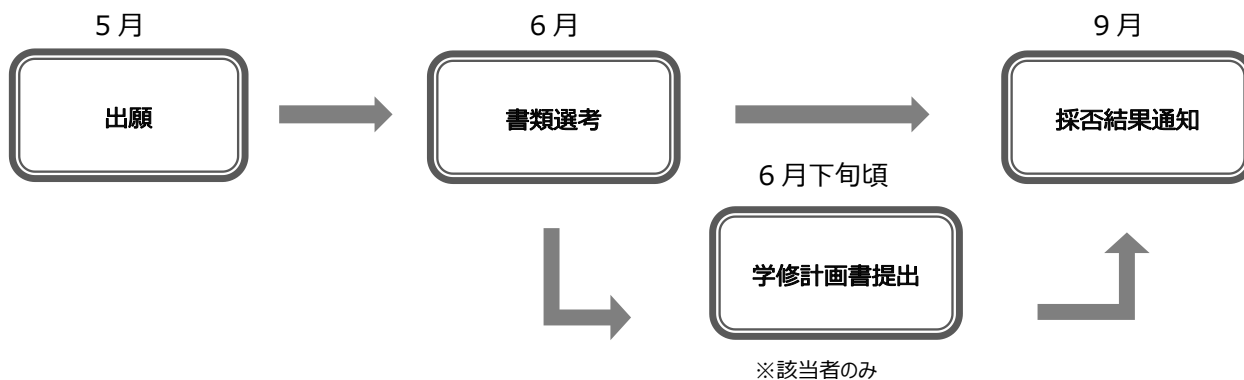
2025年9月下旬頃（My Sophia 通知）

7. 給付方法

2025年度秋学期授業料から年間採用額を減額。

年間授業料を納入されている学生や採用額が秋学期授業料を上回る場合は返金。

8. 出願からの流れ



学修計画書について：

本学が定める成績基準、あるいは一定の所得基準を満たさない場合、追加選考書類として学修計画書の提出を求めます。該当者には、6月下旬までに My Sophia で通知します。

9. 出願書類

[全員提出必須書類] ※原本の指示がない書類は、全てコピーを提出

①	生活状況報告書	<ul style="list-style-type: none">・データ入力したものを提出。手書きによる作成不可。（A4 サイズ 2 ページで印刷）・収入欄には、給与所得者は 2023 年の給与収入金額、自営業の場合は営業所得金額を入力。・家族欄には、父母に加え、出願時点での被扶養者の情報（兄弟姉妹・祖父母等）を入力。・離婚/死別している場合や経済的に独立されている方の情報は不要。・既婚学生は、配偶者や子の情報を入力。（両親の情報は不要）
②	奨学金申込書	<ul style="list-style-type: none">・データ入力し、印刷後に署名をする。（A4 サイズで印刷）・海外留学中の学生は電子署名を可とする。
③	成績関係書類 (原本)	<ul style="list-style-type: none">▶ 在学生：Loyola から印刷した成績通知書 Loyola> 成績> 履修成績照会> 過去を含めた全成績> ファイル出力開始▶ 学部新入生（4月入学者）：出身高校の調査書（評定平均値が記載されたもの） 海外高校の出身者は、GPA が記載された成績証明書▶ 大学院新入生（4月入学者）：出身大学の成績証明書

④	令和6年度 (令和5年分) 所得証明書 (原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以内に発行された所得（課税・非課税）証明書。 ・収入の有無にかかわらず、対象全員分の提出が必要。（<u>出願者本人分も要提出</u>） ・同居/別居にかかわらず、被扶養者になっている場合、その方の分も必要。ただし、出願時点で扶養から外れている、中学生以下である場合、その方の所得証明書の提出は不要。 ・既婚者は、本人分と配偶者の所得証明書を提出。（両親分は不要） ・離婚/死別している場合や経済的に独立している（＝扶養に入っていない）方の分は提出不要。 ・海外勤務のため、日本での所得証明書が発行されない場合は、その年度の総収入が記載された書類を提出してください。英語以外の言語で発行されている場合は、英訳もしくは和訳をつけること。
⑤	令和5年分 源泉徴収票	<ul style="list-style-type: none"> ・給与支払金額が所得証明書記載の給与収入金額と一致していること。金額に相違がある場合、こちらから連絡をすることがあります。 ・転職により、途中で職場が変わった場合、退職前の職場と現在の職場の両方から発行された源泉徴収票の提出が必要。前職の所得が現職の源泉徴収票に反映されている場合は現職分のみ提出。 ・紛失により、源泉徴収票が手元に無い場合、会社に再発行を依頼してください。 ・独立生計者は本人分、既婚者は本人分と配偶者の源泉徴収票の提出をお願いします。（両親分は不要）
⑥	令和5年分 確定申告書 (第1表/第2表)	<ul style="list-style-type: none"> ・家計支持者が、自営業/自由業/農業/報酬/雑収入/不動産/配当/株式譲渡等による所得がある場合は提出必須。※給与所得のみで確定申告をしていない場合は提出不要。 ・配当/株式譲渡による所得がある場合は、第3表も併せて提出をお願いします。 ・修正申告をした場合、修正後の確定申告書を提出してください。
⑦	住民表 (原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以内に発行された家族全員分の住民表。（出願時点で扶養から外れている方の分は不要） ・海外に居住し、住民票が発行されない場合は代わりに在留証明書かパスポートのコピーを提出。 ・マイナンバーの記載がないもの。
⑧	出願書類チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・チェックリストを参照のうえ、必要書類が全部揃っているか確認してください。 ・収入関係書類は、2024年分ではなく、<u>2023年分</u>です。年度間違いにご注意ください。

[該当者提出必須書類]

①	令和5年分 年金関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年に年金（老齢年金/障害年金/遺族年金等）を受給した家族がいる場合は提出必須。 ・2024年以降に年金を受給している場合は提出不要。 ・複数の年金を受給されている場合は、全ての書類を提出すること。
②	在学証明書 (原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・高校以上に在学している兄弟姉妹がいる場合は提出。（3ヶ月以内に発行されたもの） ・在学証明書を提出された場合、その方の所得証明書は提出不要。 ・予備校生は、非課税証明書を提出。
③	賃貸契約書 入寮証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・出願者が自宅外通学をしている場合は提出必須。（<u>留学中の学生も要提出</u>） ・出願者氏名/住所/家賃/契約期間が明記されたもの。 ・契約期間が出願時点で満了している場合は、契約更新したことがわかる書類を提出。 ▶ルームシェアをしている場合 賃貸契約書+ルームメイトによる事情書（書式自由）を提出。（続柄/家賃負担額/サイン） ▶親戚宅に下宿し、賃貸契約を結んでいない場合 親戚の方による事情書（書式自由）を提出。（続柄/家賃負担額/サイン）

④	障がい者手帳	・出願者を含む家族に障がい者手帳が交付された方がいる場合は提出。
⑤	その他書類	・該当する書類をお持ちの場合は、上記書類以外にも提出いただく書類がございます。詳しくは、チェックリストを参照してください。

10. 採用基準

家計基準の目安として、世帯年収が給与収入で 700 万円（税込）、または営業所得等で 400 万円を超える場合は、採用が難しくなります。なお、成績基準は、公表しておりません。

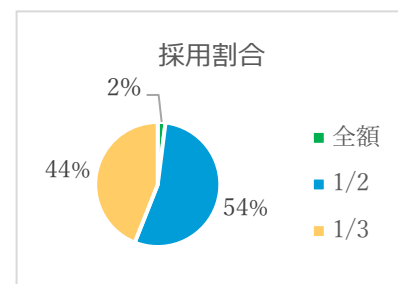
11. 採用状況（2024 年度）

2025 年 3 月 23 日現在

合計 413 人（採用率：82%）

授業料相当額：8 名 授業料半額相当額：222 名 授業料 3 分の 1 相当額：183 名

毎年採用者数を決定して採用しているわけではありません。出願者全員の家計状況や成績等を総合的に判断し、採用しています。



12. 併給に関して

原則として、他の奨学金と併給可能です。ただし、本学の別の授業料減免奨学金との併給は認めておりません。

(高等教育の修学支援新制度に関して)

両方採用された場合、年間減免額が、修学奨励奨学金 > 修学支援新制度 となった場合に限り、修学支援新制度の減免額との差額分を本学が補填します。

例 1) 修学奨励奨学金：43 万円 修学支援新制度：23 万円 →年間減免額：43 万円 (国 23 万円+大学 20 万円)

例 2) 修学奨励奨学金：28 万円 修学支援新制度：46 万円 →年間減免額：46 万円 (国 46 万円)

13. 注意事項

- ・2025 年度秋募集で出願された学生は、採用の有無にかかわらず再度出願していただくことはできません。（家計急変者を除く）
- ・今回の春募集では、春学期分の正規授業料を一度お支払いいただく必要がございますので、あらかじめご承知おきください。
- ・休学中は奨学金の申請はできません。復学後に申請をお願いします。なお、奨学金受給期間中に休学した場合、休学期間中の奨学金は取り消しとなります。
- ・定められた出願期間、窓口受付時間以外は、いかなる理由があっても一切受け付けません。出願に関して質問や相談がある場合は、事前に学生センターに相談してください。
- ・出願期間中に必要書類の提出ができない場合は申請できません。次回の 2026 年度募集をご検討ください。2026 年度秋募集は 2025 年 10 月に出願期間がございます。
- ・一度提出した書類は一切返却しません。原本が必要な書類以外は、コピーでの提出をお願いします。
- ・書類について質問、追加書類の提出を依頼する際は、出願書類に記載のメールアドレス、または携帯電話に連絡します。必ず大学と連絡がとれるようにしてください。連絡がとれず選考が出来ない場合は、奨学金の選考対象外(=出願取消し)となります。

【問い合わせ先】

上智大学学生センター 経済支援担当 ⑩番窓口（2 号館 1 階）

Phone: 03-3238-3523 E-mail: scholarship-co@sophia.ac.jp

上智大学
SOPHIA UNIVERSITY